

富士宮市設計変更ガイドライン

(建築・建築設備工事編)

令和3年4月

富士宮市

はじめに

富士宮市では、公共工事の発注において、災害防止、環境保全、地域性、機能性及び経済性等を考慮して必要な調査や検討を行った上で設計し、工事の施工条件を設計図書に明示して発注するように努めています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や発注後に発生した外的要因等により、施工条件が変更し設計内容を変更しなくてはならない場合があります。

品確法の基本理念に「請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結」が示されています。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約の締結することが不可欠です。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

今回策定した「富士宮市設計変更ガイドライン」は、富士宮市建設工事請負契約約款等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものです。

本ガイドラインについては今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していきます。

目 次

I 設計変更ガイドライン

1	適用	1
2	用語の定義	1
3	設計変更ができる場合等	2
4	設計変更ができない場合等	5
5	設計変更を適正に行うための留意点	8
6	設計変更の手続き	9
7	関連事項	11
8	Q&A	13

II 工事一時中止ガイドライン

1	工事一時中止ガイドラインの運用	18
2	工事の一時中止に係る基本フロー	19
3	発注者の中止指示義務	20
4	工事の中止	21
5	中止の指示・通知	22
6	基本計画書の作成	22
7	請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	23
8	増加費用の考え方	24
9	増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	26
	参考様式	27

III 参考資料

参考資料	32
------	----

I 設計変更ガイドライン

1 適用

本ガイドラインは、富士宮市が発注する建設工事のうち、建築工事及び建築設備工事に適用します。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

(1) 設計図書

設計図書とは、富士宮市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条に示す「仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」です。

全ての設計図書は相互に補完します。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番のとおりです。

- ① 質問回答書(②～⑤に対するもの)
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 設計図
- ⑤ 共通仕様書

また、契約書、約款及び設計図書が「契約図書」となります。

(2) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含めます。

(3) 契約変更

契約変更とは、約款第23条及び第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。

(4) 書面

書面とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

(5) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいいます。

(6) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいいます。

(7) 協議

協議とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいいます。

3 設計変更ができる場合等

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

これらに該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

【約款第 18 条第 1 項】

受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が一致しない場合

【約款第 18 条第 1 項第 1 号】

設計図書が相互に一致しないこと。(設計図書にこれらの優先順位が定められている場合を除く。)

(具体例)

- 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合
- 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合等

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います

(約款第 18 条第 4 項第 1 号)

☆ 市の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

【約款第 18 条第 1 項第 2 号】

設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(具体例)

- 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- 図面に記載された寸法が間違っている場合

- 工事施工上必要な材料名について、図面ごと一致しない場合
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います
(約款第 18 条第 4 項第 1 号)

(3) 設計図書の表示が明確でない場合

【約款第 18 条第 1 項第 3 号】
設計図書の表示が明確でないこと。

(具体例)

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
- 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います
(約款第 18 条第 4 項第 1 号)

(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【約款第 18 条第 1 項第 4 号】
工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(具体例)

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。
① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第 18 条第 4 項第 2 号、第 3 号)

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

【約款第 18 条第 1 項第 5 号】

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(具体例)

- 配管敷設のために掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- 基礎工事のために掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第 18 条第 4 項第 2 号、第 3 号)

(6) 発注者が必要があると認め、設計図書を変更した場合

【約款第 19 条】

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

(具体例)

- 周辺住民との協議により、保安上、照明設備を追加する場合
- 施設管理者との協議により、居住性の点から、間仕切りの変更が必要となった場合
- 関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合

☆ この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。

(約款第 19 条)

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止の場合

(P18 工事一時中止ガイドライン参照)

【約款第 20 条】

(略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認められるときは、発注者は、建設工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、建設工事の中止内容を受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

(具体例)

- 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

☆ 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければなりません。

(約款第 20 条 3 項)

☆ 受注者は、約款第 20 条に関わらず約款第 21 条（受注者の請求による工期の延長）にもとづく工期の延長を請求することができます。

【設計変更の協議にあたって】

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要があります。

よって、受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付してください。また、発注者が調査の実施をするにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応してください。

4 設計変更ができない場合等

次に定める場合は、設計変更ができないので注意が必要です。

ただし、約款第 26 条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

(1) 受注者が独自に判断して施工した場合

(解説)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが必要です。
- 本市の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください。

(2) 発注者からの回答の前に施工した場合

(解説)

- 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- 協議の回答は、約款第18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。
- ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。
- 受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。

(3) 受注者の都合による施工方法等の変更

(解説)

- 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。（設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合）
- 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議をする必要があります。
- 安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

(4) 所定の手続きを経ていない場合

(解説)

- 約款第 18 条から第 24 条、公共建築工事標準仕様書 1.1.8～1.1.10 に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象となりません。

(5) 正式な書面によらない場合

(口頭のみでの指示や了解により施工した場合)

(解説)

- 書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみでの指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません
- 受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが必要です。
- そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要があります。

(6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合

(解説)

- 総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつです。よって、原則として設計変更の対象となりません。
- ただし、受注者の責によらず、技術提案等が履行できない場合は、設計変更の対象となる場合があります。

5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うためにも、次の点に留意することが必要です。

【発注者】

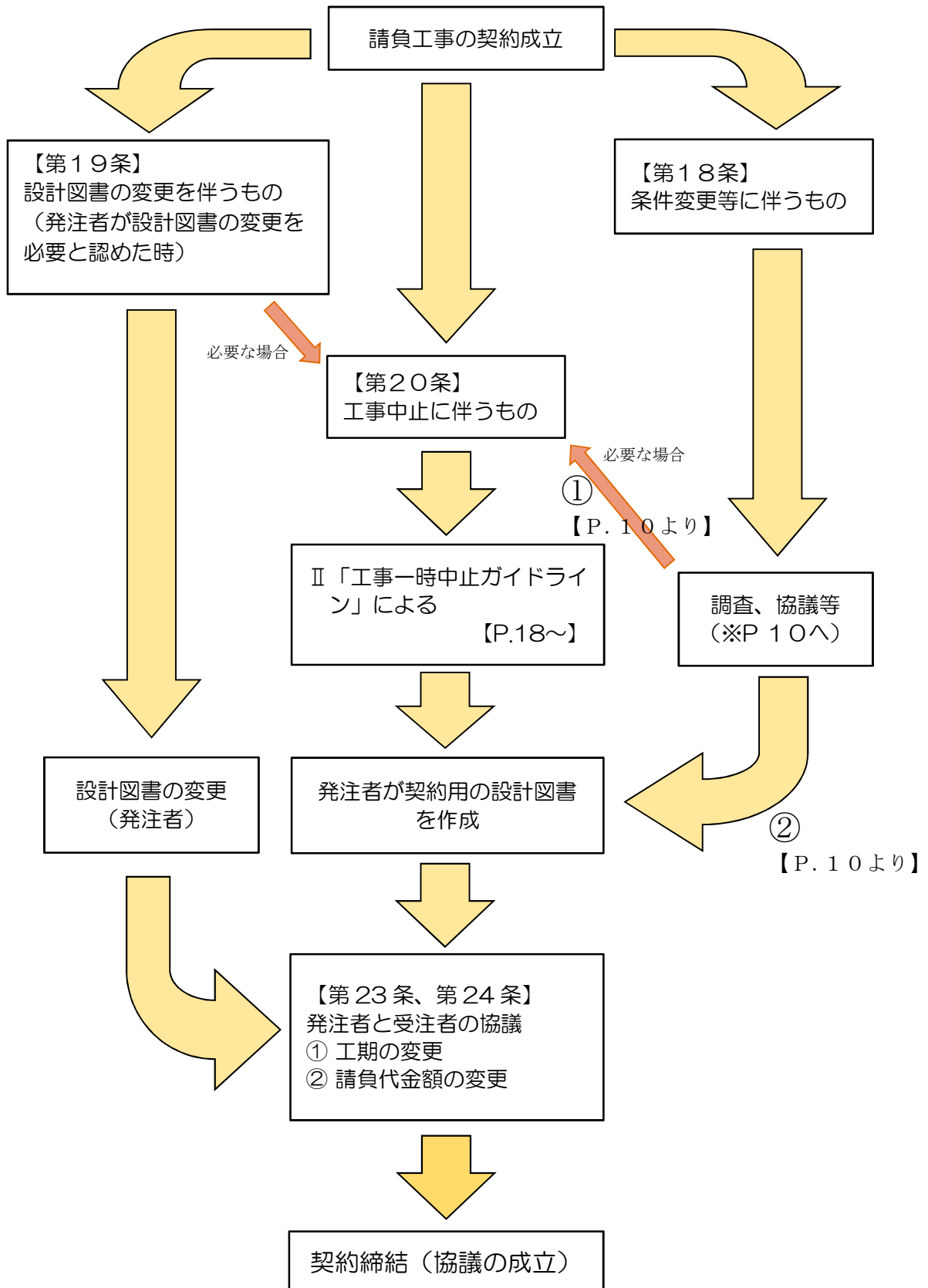
- 工事の設計時に、現地調査を行う。
- 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底する。
- 発注者は、約款第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。(受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会い無く行うことができる)
- 発注者は契約書第 18 条第 2 項に基づく調査を行った場合、第 3 項によりその結果を取りまとめ調査の終了後 14 日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする)
- 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、適切な時期に行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のときまでに行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

【受注者】

- 受注者は、約款第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

6 設計変更手続き

(1) 設計変更の手続きフロー（全体）

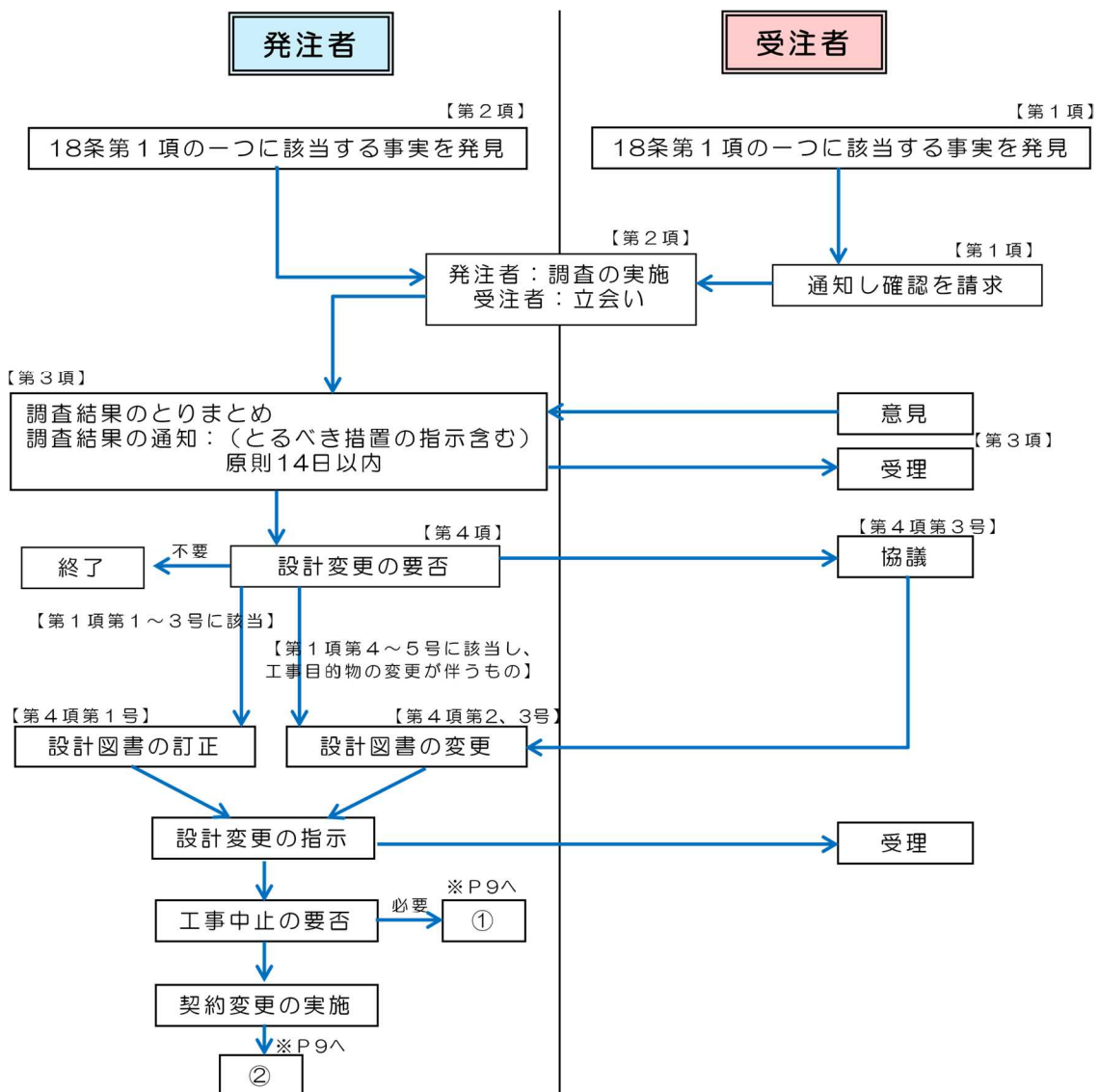


(2) 設計変更の手続きフロー（約款第 18 条関係）

約款第 18 条第 1 項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによります。

【約款第 18 条第 1 項に定める事項】

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと。（設計図書にこれらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



7 関連事項

(1) 指定と任意について

【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。

① 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものです。

原則として設計変更の対象としません。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とします。

② 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格等及び施工条件を明示します。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とします。

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付けます)	施工方法等について具体的には指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがあります)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示又は承諾が必要です	受注者の任意です(施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要です)
施工方法等を変更する場合の設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象としません
当初明示した条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象とします

(2) 入札時又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の早い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながります。

①入札時には

入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（富士宮市建設工事入札心得 第5条）

②契約後には

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

（標準仕様書 1章 一般共通事項 1.1.8 疑義に対する協議等）

(3) 設計図書の訂正又は変更について

契約約款では、設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしています。

【約款第18条第4項】

前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの…発注者が行う
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの…発注者が行う
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの…発注者と受注者とが協議して発注者が行う

(4) 工事監理業務委託について

工事監理業務委託は、約款第9条第2項に定める監督員の権限を委託したものではありませんが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものです。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の主任技術者等（以下、「主任技術者等」という。）は、約款第18条第2項の調査を監督員の補助的業務として実施することができます。

主任技術者等が約款第18条第2項の調査を行った場合は、監督員が主任技術者等の調査内容を精査し、調査結果をとりまとめることとなります。

また、主任技術者等は約款第18条第1項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示・承諾・協議書に対する受理ができることになっています。

8 Q&A

(1) ガイドライン全般について

問1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

答1 設計変更に伴う契約変更手続きは、原則として、その必要が生じた都度実施することとなります。ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行うことが可能です。

問2 施工条件を明示する目的を教えてください。

答2 工事の目的物を完成するに当たり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、工事を円滑に実施することを目的としています。施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するものとされています。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても、同様となります。

問3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

答3 施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。明示項目及び明示事項はP36を参照してください。

問4 施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項はありますか。

答4 施工条件は、施工計画をたてるにあたり、工期や工事費に大きく影響します。そのため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要があります。敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要があります。

問5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

答5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められます。

①特定の条件が付された当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→（記載例）作業可能日・時間、施工手順等を示す。

②工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→（記載例）作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。

（2）「指定」と「任意」の考え方（仮設）

問6 任意仮設の設計変更の考え方について教えてください。

答6 設計変更は、約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。任意仮設は、約款第1条第3項により、受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となり、これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。

問7 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図書で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

答7 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、約款第18条第4項第3号に基づき、受発注者間で行われます。

問8 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者はその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

答8 仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象となりません。ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、約款第18条第1項第4号に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事も可能です。

問9 雨水排水管等の地下埋設物の設置にあたり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留めとして矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

答9 工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

問 10 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。

答 10 施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象となりません。ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初 発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。

(3) 個別事例

問 11 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答 11 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、約款第 18 条第 1 項第 2 号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性及び経済性等の検討を行う必要があります。

問 12 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答 12 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって約款第 18 条第 1 項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる事も考えられます。

問 13 工事範囲の一部が一時中止期間中となった場合の建設機械のリース代等の費用についてはどうなりますか。

答 13 受注者の責によらない「地中障害物」により工事の一部を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、約款第 20 条 3 項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。

問 14 施工条件特記仕様書に交通誘導員 B との記載があったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導員の配置について確認したところ、交通誘導員 A の配置を求められました。その場合、設計変更の対象となりますか。

答 14 交通誘導員 A は警備員等の検定等に関する規則第 2 条（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。交通誘導員は指定仮設として施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は約款第 18 条第 1 項第 4 号に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。

（４）その他

問 15 総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

答 15 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとします。

問 16 関連工事の調整等で工期内に工事を完成することができない場合、工期延長の請求はできますか。

答 16 約款 21 条のとおり受注者の責めに帰すことができない場合は請求できます。受注者から工期延長請求書を提出して下さい。

Ⅱ 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

(1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合があります。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要です。

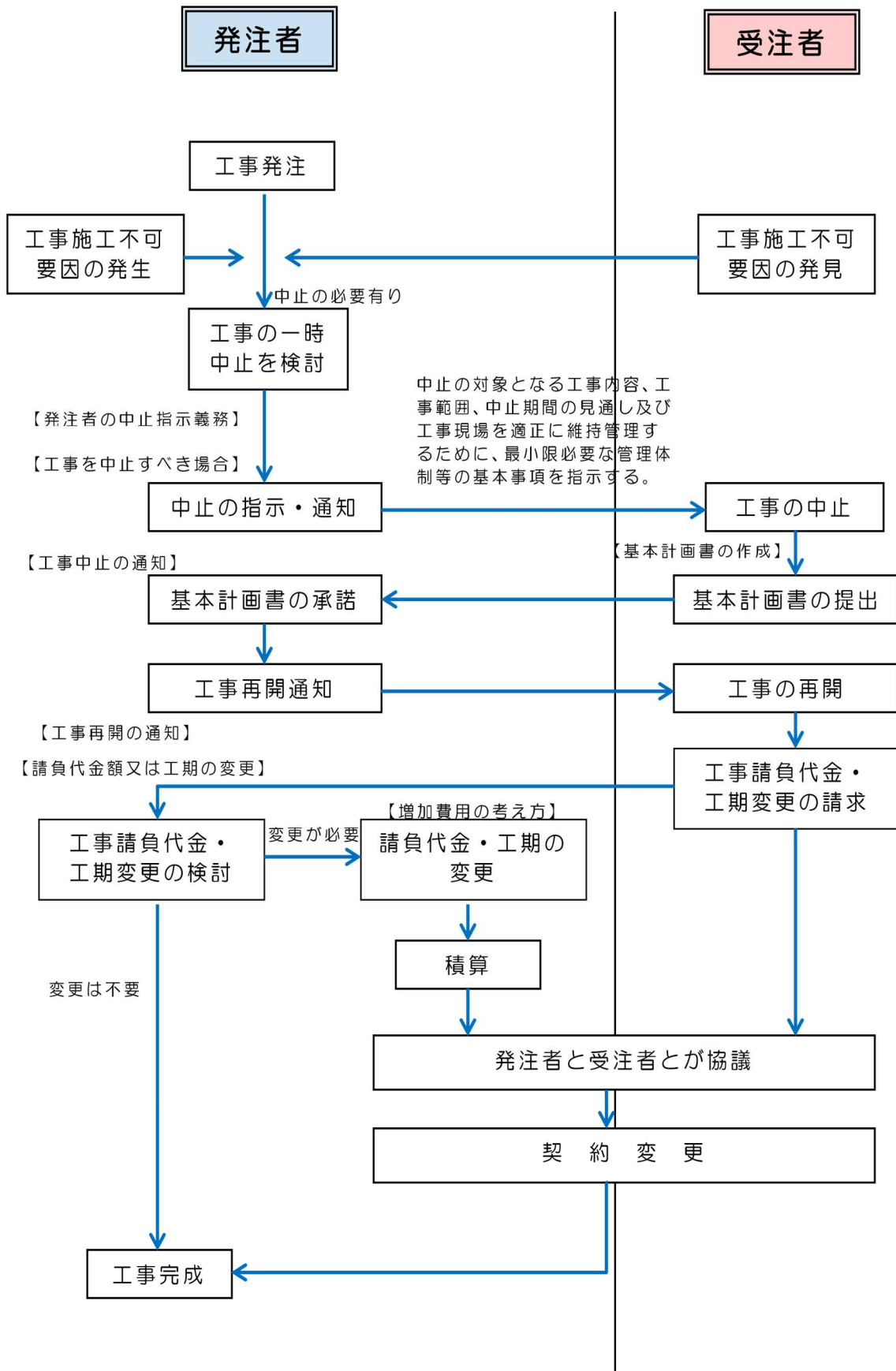
(2) 工事一時中止のガイドラインの策定

発注者は、富士宮市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

(3) 適用

本ガイドラインは、富士宮市が発注する建設工事のうち、建築工事及び建築設備工事に適用します。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

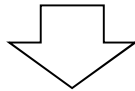


3 発注者の中止指示義務

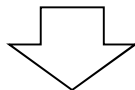
【約款第 20 条第 1 項】

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事施工をする意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。このような場合、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。



また、約款第 16 条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、約款第 18 条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する為、工事の中止については、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要があります。



これらにより、発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額を適正に確保する必要があります。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおりです。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間です。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

【監理技術者制度運用マニュアルより：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、約款第 47 条第 1 項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える」場合を目安とします。

4 工事の中止

工事の中止を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

【約款第 20 条第 1 項】

工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

(具体例)

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款 18 条）施工を続けることが不可能な場合等
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の受注者の倒産等により施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

【約款第 20 条第 1 項】

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではありません。

(具体例)

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

☆ 上記 2 つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。【約款第 20 条第 2 項】

5 中止の指示・通知

【約款第 20 条第 2 項】

発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(1) 発注者の中止権

- ・発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができます。
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断となります。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られます。

(2) 工事の中止期間

- ・受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することになりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いと思われます。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決に、どのくらい時間を要するのか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。
- ・発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければなりません。
- ・これらの事から、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなります。

☆発注者は、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を受注者に指示することとします。

6 基本計画書の作成

(1) 基本計画書の作成指示

- ・工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示します。
※受注者は工事期間中の工事現場の管理を「善良な管理者の注意」をもって行います。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいいます。）
- ※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。
- ※実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととします。

(2) 基本計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制縮小と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

☆工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記します

7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

【約款第20条第3項】

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

☆「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。

☆中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。

(1) 請負代金額の変更

- ・一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(2) 増加費用の負担

- ・「暴風雨の場合など契約の基礎条件の事業変更」により生じた増加費用や「発注者に過失がある場合」や「事情変更」により生じた損害については発注者が負担します。

※増加費用と損害は区別しないものとします。

(3) 工期の変更

- ・工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当です。
- ・地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合があります。
- ・後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

ア 増加費用の範囲

- ・増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。
- ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とします。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

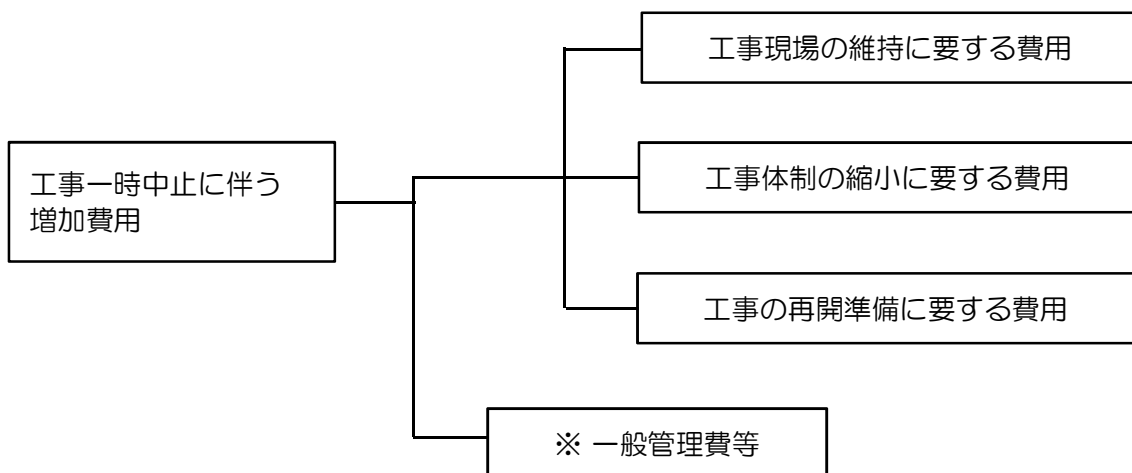
(ウ) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

イ 増加費用の算定

- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行います。
- ・増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算します。

増加費用の構成



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

ウ 増加費用の積算

- ・増加費用は原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。
- ・見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積り）とします。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則として対象とし、施工着手前の費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分調整を行ってください。



(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ・契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。
- ・一時中止に伴う増加費用は計上しません。



(3) 準備期間に中止した場合

- ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。



【増加費用について】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の作業手当）等が想定されます。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定します。（積算は受注者から見積りを求めて行います。）

9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書における取扱い

- ・増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上とします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加分の費用は、受注者の請求があった場合に負担します。
- ・増加分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

(参考様式)

様式1

令和 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

請負工事の一時中止について

建設工事名：

工 期：令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止するよう、富士宮市建設工事請負契約約款第20条第 項の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 管理体制等の基本的事項
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙1により行うこと
 - (5) 基本計画書の提出
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式2により提出し承諾を得ること

(参考様式)

別紙 1

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

(維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式2

令和 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

建設工事名：

令和 年 月 日付で工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

(参考様式)

別紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること

(参考様式)

様式3

令和 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

一時中止中の請負工事の再開について

建設工事名：

中止期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日付け通知の標記工事は、令和 年 月 日より再開するよう通知します。

Ⅲ 参考資料

参考資料

【富士宮市建設工事請負契約約款（抜粋）】（令和2年4月最終改正）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の建設工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする建設工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（2項 省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（4項 省略）

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（以下、略）

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（3項 省略）

4 第1項の規定による通知、第2項の規定に基づく監督員の権限のうち指示若しくは承諾又は前項の規定に基づく通知は、第1条第5項の規定にかかわらず、口頭により行なうことができる。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の

施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が建設工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

（以下、略）

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと。（設計図書にこれらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認められるときは、発注者は、建設工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、建設工事の中止内容を受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により建設工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が建設工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の建設工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連建設工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額において必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（受注者の催告によらない解除権）

- 第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

【施工条件明示について】

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとします。

明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明 示 事 項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期